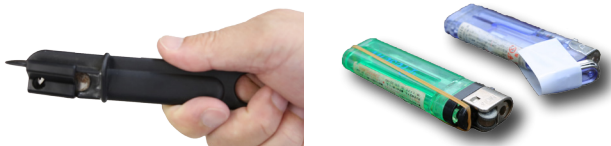


可燃性のごみを捨てる際の注意

- ライターやガスボンベ缶、スプレー缶などは、**必ず中身を使い切り**、屋外の通気性のよい火気のない場所で、穴を開けて捨てる
- 着火装置付きのストーブやガスコンロなどは、**必ず電池を抜いてから捨てる**



▲市販されているガス抜き器具を使用することを推奨します。【写真左】専用器具のない場合は、ガスボンベ缶などは地面に押し付けて、ライターは操作レバーを輪ゴムやテープで固定してガスを抜いてください。

8月28日(金)の8時30分ごろ、不燃ごみの回収中、カセットコンロ用ガスボンベが原因と思われる車両火災事故が発生しました。幸い、付近の住民の方には被害はありませんでしたが、一歩間違えば大惨事となる恐れがあります。特に発火性の高いガスボンベやライターなどは、しっかりと中身を使い切って排出するようにご協力をお願いします。



お願い

ごみ収集車（パッカー車）の火災事故発生

ルールを守ってごみ捨てを！

お知らせ



汲み取り便所や単独浄化槽を使用している方へ

よりよい水環境に向けて

国 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

汲み取り便所及び単独処理浄化槽の場合、台所・洗濯・風呂などの生活雑排水は、未処理のまま河川に流れて出ていきます。

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、生活雑排水も処理し、環境負荷のないレベルに浄化して水路に放流されます。

みなさんの地域の水環境を守るため、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

【10月1日は浄化槽の日です】

合併処理浄化槽は、適正な管理（保守点検・清掃・法定検査）を行わないと、汚れた水がそのまま流れてしまい、水質汚濁や悪臭が発生するなど、生活環境悪化の原因となってしまいます。

このため、合併処理浄化槽を使用している方には、その機能を十分に発揮させるために、適正な管理が法律で義務付けられています。3つの義務を守り、地域の水環境を保全しましょう。

〈保守点検に関する問合せ〉福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎21・4975

〈清掃に関する問合せ〉桂川町役場保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

〈法定検査に関する問合せ〉一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎092・947・1800

保守点検

浄化槽の機能を適正に維持するため、装置の点検や機器の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行わなければなりません。



清掃

浄化槽内では、固形物や汚泥が少しずつ溜まってきます。溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすため、固形物や汚泥を槽外に取り除き、機器類を洗浄、清掃する必要があります。



法定検査

浄化槽が適正な維持管理により正常に機能しているかを確認するため、浄化槽放流水の水質検査等を実施します。

